

くらしの安心情報

情報ファイル NO.115

平成 24 年 2 月 14 日

3 日前に訪問販売で購入した布団を、今日クーリング・オフしたら、「すでに使用してあるので、クーリング・オフは出来ない」と言われたのですが…。

被害内容

【相談者 60 代 女性】

3 日前に訪問してきた布団の販売業者から、布団に寝るなどの体験をさせてもらったので、断りきれず 26 万円で購入してしまいました。後でよく考えたら高額で不要なので、今日、業者にクーリング・オフを伝えたところ、「すでに使用してあるので、クーリング・オフは出来ない」と言われました。どうしたらよいでしょうか。

対処方法

これは訪問販売で商品を購入し、使用した場合の「クーリング・オフ(1)」についての相談です。

商品を使用した場合でも、クーリング・オフは可能です。(2)

- ・ 相談者には、クーリング・オフ期間内なので、文書で解約通知を出すよう助言しました。
- ・ また、この相談者のように「一度でも使ったらクーリング・オフは出来ない」と虚偽の説明を受け、契約した場合もクーリング・オフが出来ます。
- ・ 万一トラブルになった場合は、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

(1) 訪問販売や電話勧誘販売など法律で定められた取引について、一定の期間内であれば、無条件解約できる制度。支払った代金は返金され、受取った商品は業者に引取ってもらいます。

(2) 訪問販売や電話勧誘販売で、a) 乗用自動車、葬儀など、b) 3 千円未満の現金取引、c) 法律で指定されている消耗品(化粧品など)を使用した場合は、クーリング・オフは適用されません。

一度使ったらクーリング・オフ出来ません！



こまったな～
どうしよう…



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890